

アメリカ・マサチューセッツ州における 多文化共生施策

(財)自治体国際化協会多文化共生部多文化共生課主査 金子 徳之
((公社)北海道国際交流・協力総合センター派遣)

はじめに

2007年の調査によると、アメリカ・マサチューセッツ州には総人口の14.1%にあたる91万2,310名の移民・難民（以下、移民等とする）が暮らしており、州全体の税収のうち16.4%が移民等によるものと言われている。このことから州政府では「多様性に力あり」という考えに基づき、移民等支援のための部署を設置し、州法で移民等の支援について定めるなど積極的な多文化共生政策を行っている。同州はアメリカの中でも多文化共生が進んでいることから、外国人支援を考えるうえで特に喫緊の課題と言われている教育と医療に関して、同州の取組みについて紹介する。

移民・難民支援プログラム

マサチューセッツ州政府には、外国からの移民等支援のための組織として「難民・移民局」(Office of Refugees and Immigrants) という部署が設置されており、移民等政策の総合窓口機能を担っている。

難民・移民局では移民等の定住を積極的に支援しており、例えば「難民再定住プログラム」(The Refugee Resettlement Program) は、新しく到着した移民等の子どもが少しでも早く英語を習得できるよう教育支援をしたり、また大人に対しては就職できるまでの間、英語の学習支援や社会的なサービスを提供するなど、将来単独でも生活できるよう支援している。

また、「難民・移民健康維持プログラム」(The

Refugee and Immigrant Health Program) は、移民等の伝染病を予防し、公衆衛生を改善するための健康維持プログラムである。移民等は本国での生活や、アメリカへ移動する際に起因する特有のヘルスケアのニーズがあることから、こうした人々でも加入できる保険制度や医療通訳システムを整備している。また、ヘルスケアに対する考え方の違いや文化や言語障壁が、情報とサービスの提供を受けることへの障害にもなっていることから、予防接種や病気などに対する理解を促進するための啓発活動なども開催している。

難民・移民局はこれらの事業を中心に、学校や病院、NPOなどと連携しながら活動を行っている。

教育に関する取組み

マサチューセッツ州では州法（第71A章）において、すべての州内公立学校で、民族的、国家的な様々な要因により英語ができないすべての移民等の生徒に対し、転入後すみやかに英語教育を実施するよう義務付けている。

同州では以前までは、指導にあたって児童生徒の母語も使用していくバイリンガル教育を行ってきた。バイリンガル教育とは、同じ言語を使うグループで、かつ英語に堪能ではない生徒に対して母語を使用し英語とあわせて二か国語教育を与えるプログラムのことである。

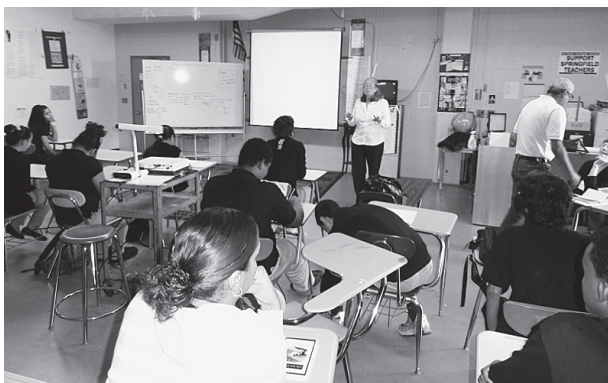
しかし2002年に、この法律を一部改正する州法第218章「州内全ての生徒に英語学習の機会を強化する法律」(An Act Relative to Enhancing English Opportunities for All Students in the

Commonwealth) が定められ、すべての生徒が同じ教室で英語により授業を受けさせることを目指した教育方針へ変更された。各学校では、これにより、第二言語としての英語 (ESOL-English for Speakers of Other Languages) 教育を実施するための独自プログラムをつくり、移民等の生徒への学習を提供することとなっている。

Springfield Central High School の取り組み

スプリングフィールド市(マサチューセッツ州)にある同校には、現在全校生徒約2,000人のうち、英語を母国語としない生徒が約240人在籍している。極力、皆一緒に英語で授業を受けさせることとしているが、社会科や国語など、文化的に理解が難しい科目時に、移民等の生徒のみで取り出し授業を行っている。

同校が作成しているプログラムではレベル0から5までのクラスがあり、レベル0、つまり編入後は、はじめに名前、興味のあること、不安に感じていることなどについて自己紹介をする。続いてのレベルでは有名な文学作品と一緒に読んで、状況を理解する、といった形で授業が進められる。レベル5を終了する頃には、アメリカでの生活に全く支障がない英語力を身につけることができるということになっている。このESOL教育は、マサチューセッツ州の難民再定住プログラムの一つとして行われているため、すべて無料となっている。



ESOL教育の風景 (Springfield Central High School)

医療支援に関する取り組み

ヘルスセーフティネット「Mass-Health」

アメリカの医療保障システムは、国民全体を対象とした医療保険制度がなく、多くの医療保障を民間に委ねているが、マサチューセッツ州では2006年に医療改革法案 (An Act Providing Access to Affordable, Quality, Accountable Health Care) を成立させ、全米初となる州民皆保険が義務付けられた。この州法は保険に加入させていない社員がいる企業や保険に加入していない者にペナルティーを科するほど徹底されたものである。

また、低所得者やグリーンカードを持たない移民等に対しては、「Mass-Health」という、州政府が提供している保険プログラムが用意されており、加入者の所得に応じた掛け金で、州で受けられるほとんどの医療が無料もしくは安価で受けることができるようになっている。

医療通訳制度

マサチューセッツ州は2000年に、公立、民間病院を問わず、救急部門では英語力制限者 (LEP-Limited English Proficiency) 患者の診療の際に適切な医療通訳者を用意しなければならないと定めた「救急治療室通訳者法」(Emergency Room Interpreter Law) を施行し、緊急治療に関して病院側が患者に医療通訳を提供する義務を定めた。

州法では、各病院に医療通訳提供システムを確立することを求めていることから、一般的な病院では5~8言語で対応できるよう専属スタッフが置かれている。また、州法での義務はあくまでも緊急治療に対する通訳サービスのみであるが、ほぼすべての病院で一般治療に対しても同様の通訳サービスを提供している。病院によっては緊急治療における通訳スタッフと一般治療における通訳スタッフを分けているところもあり、経験年数の多いスタッフを緊急治療専属としている病院もある。

通訳者の確保やレベルの認定、研修は各病院の責任となっており、各病院の医療通訳専門スタッフが通訳を行うが、通訳スタッフで対応できる言

語は限られていることから、病院スタッフで対応できない場合は、各病院がそれぞれ持っている外部医療通訳リストから適任者を選択している。また、病院スタッフや登録通訳者で対応ができない場合は、民間企業が提供する電話による多言語同時通訳サービスを利用している。医療通訳に係る費用は患者に請求できないため、全て病院が負担することになるが、緊急治療に対する医療通訳提供については、州政府が通訳実績に応じて補助金を支払う仕組みとなっている。

例えば、マサチューセッツ総合病院はアメリカ東部で最大・最古の病院であり、ハーバード大学関連医療機関の中でも中心的な病院である。同病院の総合案内には多言語で対応できることが表示されており、同医療センターには常時通訳専門ス



マサチューセッツ総合病院の救急センター

タッフがおり、これら通訳スタッフで13言語の通訳が対応可能となっている。専門スタッフで対応不可能な場合は、病院が持つ外部通訳者リストや、民間企業が提供する電話による同時通訳サービス等や、民間の通訳派遣企業等を利用して対応している。患者が支払う医療通訳に係る経費は無料となっている。

■ おわりに

マサチューセッツ州がアメリカ全体の中でも特に多文化共生が進んでいる理由としては、州の歴史的・風土的な要因なども挙げられる。同州は、アメリカ独立の舞台となった州ということもあり、もともと土地柄、移民が祖先という意識が高く、外から入ってきた人を排斥せず、人種などによる差別はあまり見受けられない地域である。

また、マサチューセッツ工科大学、ハーバード大学、タフツ大学など、世界的に有名な大学が多数あり、世界中から優秀な若者が集まってきていることから、特に若者の間では多文化共生が日常になっているということも言える。

このように、マサチューセッツ州は様々な要因により多文化共生が取り組みやすい環境であることから、一概にすべてが参考になるとは言えないが、州が主導し、各機関がその方針に沿った形で取り組むというスタイルは、我が国の多文化共生を考えるうえで参考になるものと思われる。

第269号 自治体国際化フォーラム3月号

平成24年2月15日発行

編集人 緒方 俊則

発行所 財団法人自治体国際化協会
〒102-0083

東京都千代田区麹町1-7

相互半蔵門ビル

Tel. (03) 5213-1722

Fax. (03) 5213-1741

Homepage <http://www.clair.or.jp/>

E-mail forum@clair.or.jp

編集協力・印刷 第一資料印刷(株)

本書からの無断複写・転載を禁じます。

編集後記

読者の皆様を海外旅行に駆り立てるものは何でしょうか？私の場合、“美味しい（であろう）異国の料理を本場で味わうこと”に大きな魅力を感じています。実際の旅行先の選定では、その中でもこれまでに経験のない味覚に出会うことを優先しています。

今回の特集「外国人から見た訪日観光客誘致戦略」の編集にあたっては、私もひとりの外国人旅行者として、料理を含む他国の観光商品を購入していることに改めて気づかされました。日本の自治体では地域の観光商品の開発や掘り起こしが活発化していますが、本当に外国人にとって魅力ある商品となりうるのか、ひとりの旅行者としての感覚を忘れずにいたいものです。 (K・K)